

組合員の皆様へお知らせ



国民健康保険料の減免申請受付を2月17日(金)から開始いたします。

※ なお、減免申請を予定されている方は、可能な限り、確定申告をお急ぎ願います。

**新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。**

保険料の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、組合員が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険料（令和4年度分：令和4年4月分から令和5年3月分）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、一定基準の収入の減少が見込まれる世帯の方
⇒保険料（令和4年度分：令和4年4月分から令和5年3月分）を全額免除又は一部を減額

※保険料が減免される具体的な要件

- 組合員の事業収入や給与収入など、収入の種別ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

②：申請には、令和3年の年間収入額と令和4年の年間収入額が確認できる書類が必要です。（令和3年及び4年の年間収入額は、確定申告書・源泉徴収票の写しを基本とします。）

- 保険料の減免額は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

事業収入の減少率(※)	保険料の減免割合
5/10 以上	全額
5/10 未満 4/10 以上	3/4
4/10 未満 3/10 以上	2/4

※減少率→収入減少額 / 前年収入額

〈申請先・申請期限等〉

- 1 申請期限 令和5年3月22日(水)
- 2 申請先 所属支部
- 3 その他 ご自身が減免の対象となるかどうかや申請に必要な書類等については、所属の支部事務所までお問い合わせいただくか、職別国保組合ホームページをご参照ください。